

西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例イメージ

保護者

- ・子育ての第一義的責任を有すること及び家庭がこどもの人格形成に大きな影響を与えることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努める。
- (1) こどもが心身ともに健やかに成長し、安らぐことができる家庭環境づくりを行う。
- (2) こどもが豊かな人間性を育むとともに社会性を身に付けることができるよう、その成長を見守り支える。



市民（地域・こども会・NPO等）

- ・地域のこどもたちに関心を持ち、こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努める。
- ・こどもの育ちを支援する取組に協力するよう努める。



学校園等関係者

（小中高校・こども園等）

- ・こどもが安心して育ち、学べる環境づくりに努める。



こども⇒笑顔
子育て家庭⇒安心



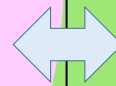
関係機関

警察

児童相談所
医療機関 等

関係協議会

青少年問題協議会
要保護児童対策
地域協議会
民生委員児童委員連合会
等



市

- ・こども及び子育て家庭の支援に関する総合的かつ計画的な施策を実施する。
- ・保護者、市民、学校園等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの方に対して必要な支援及び調整を行う。

事業者（企業・商工会議所・組合等）

- ・職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努める。
- ・こどもの育ちを支援する活動に協力するよう努める。

